

発議第 2 号

議会広報特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、議会広報特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 議会広報特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条及びつくばみらい市議会委員会条例第 5 条
- 3 目 的 議会広報紙の編集
- 4 委員の定数 7 人
- 5 調査期間 議会広報特別委員会設置の議決の日から議員任期満了日までとする。
なお、当該委員会は閉会中も調査を行うことができるものとする。

上記の議案を会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 1 日提出

つくばみらい市議会議長 鐘ヶ江 礼生奈 様

提出者 つくばみらい市議会議員 小林 芳子

賛成者 つくばみらい市議会議員 中山 治

賛成者 つくばみらい市議会議員 飯村 裕一

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

提案理由

市議会の活動状況や議会に関する諸般の事項等を市民に周知し、市民の議会に対する理解を深めることは非常に重要なこととあります。その一手段として議会広報紙を発行するため、その編集等を行う議会広報特別委員会を設置しようとするものです。